

2025 年度「高等教育の修学支援新制度」による 多子世帯支援 出願のしおり（追加募集）

多子世帯の支援を希望する場合は必ず本制度に申込みしてください。

- ・すでに本制度（授業料等減免および日本学生支援機構給付奨学金）の支援を受けている人（停止中も含む）および 5 月 7 日（水）までに申請済みの人は、新たに申請は不要です。

「多子世帯」とは、申込者本人が生計維持者に扶養されている子どもであり、かつ以下のうちいずれか小さい方の数が 3 以上である世帯をいいます。

- ・生計維持者の扶養親族のうち、生計維持者の子どもに該当する者の数※
- ※一次採用（春）は 2023 年 12 月 31 日時点
- ・生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数の合計

※2023 年 12 月 31 日より後に生まれた子どもがいる場合は、学生生活課にご相談ください。

< 申込資格 >

次のいずれにも該当すること

- ・高校等の卒業から大学等への入学までの期間に関する要件を満たす者
- ・過去に本制度を利用したことがない者
- ・日本国籍を有する者または外国籍で申込可能な在留資格等を有する者
- ・標準修業年内で卒業予定の者

< 諸注意 >

（他の奨学金との併給に関すること）

- ・高等教育の修学支援新制度（授業料等減免および日本学生支援機構給付奨学金）の支援を受けている者が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。
- ・本制度による給付奨学金と併給不可となる民間団体等の奨学金を受給されている場合でも、本制度による授業料等減免と給付奨学金の両支援に申し込んでください。出願時に給付奨学金について「支援の停止」を申し出ることにより、授業料等減免のみを受けることができます。該当する方は事前に学生生活課にご相談ください。
- ・本制度の申込資格を有する正規学生で、同志社大学私費外国人留学生成績優秀者授業料減免奨学金を受給している者は、申込み手続きを行う前に学生生活課まで電話でお問い合わせください。
- ・海外留学支援制度（協定派遣）を受給する者は事前に学生生活課までご連絡ください。
日本学生支援機構による海外留学支援制度（協定派遣）の奨学金を受給中は、本制度による支援（給付奨学金）を受給できません。ただし、本支援による授業料等減免は受けることができます。

（その他）

- ・制度の詳細は、パンフレット「給付奨学金案内※」を読み、よく理解したうえで、**申込み手続きを進めてください。**

※ https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/latest_information/for_faculty.html#kuni からダウンロードできます。

- ・学生生活課からの諸連絡（採否通知等）は Microsoft365（Outlook）のメール（大学から付与されたアドレス宛）を使用しますので、ご自身が普段利用しているメールアドレス宛に転送設定を行う等により、必ず確認するようにしてください。



同志社大学 学生生活課

今出川校地：TEL 075-251-3280、京田辺校地：TEL 0774-65-7430

事務室開室時間：月～金：9：00～11：30、12：30～17：00

土・日・祝（祝日授業日を除く）：休み

I. 申込手順等

申込み～採用のスケジュール

下記①～⑤のすべての手続きを所定の期間内に完了してください。

すべてが完了しない場合は給付奨学金および授業料等減免の審査対象外となりますので注意してください。

下記①～⑤のすべての手続きを完了された申込者を対象に、日本学生支援機構において家計の審査および本学において学業等に係る基準の確認を行います。

	手 続 き 内 容	場 所／方法	手 続 き 期 間
①	「給付奨学金案内」 「願書（同志社所定書式）」 「学修計画書」のダウンロード	WEB	本学奨学金ウェブサイト (https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/latest_information/for_faculty.html#kuni) からダウンロード



②	申込み書類の提出		通学校地の 学生生活課 窓口に提出	6月9日(月)～6月13日(金) 出願書類を提出された方には、 ・スカラネット入力用のユーザーID・パスワード ・「スカラネット入力下書き用紙」 ・「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット をお渡します。
	全 員	「願書（同志社所定書式）」		
		「学修計画書」		
	該 当 者 の み	【1年次生】高校の調査書（高校3年生3学期までの成績が含まれたもの）		
		在留資格・在留期間を確認する書類		
		施設等在籍証明書等		
		生計維持者が1名であることを示す証明書類		
		生計維持者が海外居住である場合の証明書類		

③	スカラネット入力	WEB	最終入力期限 6月15日(日) 25:00
---	----------	-----	--------------------------

④	インターネットによるマイナンバーの提出	WEB	最終入力期限 6月15日(日) 25:00
---	---------------------	-----	--------------------------

⑤	「奨学金確認書兼地方税同意書」の提出	JASSOに 直接郵送	マイナンバー送信後、1週間以内
---	--------------------	----------------	-----------------

⑥	採否決定通知		8月（予定） 申請者宛にMicrosoft365 （Outlook）のメールで連絡します。 採用者のみ父母宛に採用通知を郵送します。 採用後の手続きの詳細は、採用後にお知らせします。
---	--------	--	---

学費納入について

今回の在学定期採用（一次採用）受付で授業料等減免を申請した 2 年次生以上の者については、採否にかかわらず選考結果が通知されるまでの間 2025 年度春学期学費の納付が猶予されます。
ただし、2025 年度春学期に休学する者は猶予の対象外となります。

申込み時の提出書類について（あわせて「給付奨学金案内」p.26 を必ず参照してください）
このしおりの p.2 に記載の書類について説明します。

全 員	願書（同志社所定書式）	本学奨学金ウェブサイトよりダウンロードし、各項目の入力をしたものを印刷すること。
	学修計画書	
該 当 者 の み	【1 年次生のみ】高校の調査書	1 年次生は高校 3 年生 3 学期までの成績が含まれたものが必要。
	戸籍謄本、生計維持者の課税証明書（寡婦（夫）控除が分かるもの）、児童扶養手当証書・受給証明書等（いずれか 1 点、コピー可）	父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合は必要。 スカラネット入力下書き用紙 p.15 参照。
	在留資格・在留期間が明記されている証明書 在留カード（コピー）、特別永住者証明書（コピー）、住民票の写し（原本）等（いずれか 1 点）	申込者本人（あなた）が外国籍の場合、受給可能な在留資格であることを示す書類が必要。 在留資格が「家族滞在」の場合のみ左記に加えて ・出入国記録の写し（原本）も必要 「給付奨学金案内」p.14 参照。
	施設等在籍証明書、児童（里親）委託証明書、措置解除決定通知書等（いずれか 1 点、コピー可）	あなたが社会的養護を必要とする人（満 18 歳となる前日に児童養護施設等に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人）である場合は、その事実が分かる日付が記載された証明書類が必要。 「給付奨学金案内」p.26 参照。
	生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」と証明書	《生計維持者が 2024 年 1 月 1 日時点で国内に居住していない方》 詳細は、日本学生支援機構ホームページで確認してください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoku.html

II. 「高等教育の修学支援新制度」による多子世帯支援の要件・基準等

多子世帯の支援内容

・授業料等減免（入学金・授業料）

入学金減免 (2025年4月入学生のみ)	授業料減免（年額）
200,000 円	700,000 円

※支給額算定基準額に応じた、支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）に該当する場合は、給付奨学金も支給されます。
いずれの支援区分にも該当しない場合は、給付奨学金の支給はありません。
詳細は「給付奨学金案内」p.15 を参照してください。



支援対象者の要件（給付奨学金・授業料等減免共通）

- ・大学等への入学時期等に関する要件：「給付奨学金案内」p.6～p.7 を参照してください。
- ・在留資格等に関する基準：「給付奨学金案内」p.14 を参照してください。
- ・学業成績に係る基準：後述します。
- ・家計に係る基準：後述します。

学業成績に係る基準（給付奨学金・授業料等減免共通）

①1 年次生

下記のいずれかに該当すること。

- ア) 高等学校等の評定平均値が3.5以上であること
- イ) 一般選抜入学試験又は大学入学共通テストを利用する入学試験の成績が試験区分ごとに所属する学部・学科の入学者の上位1/2以上であること
- ウ) 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- エ) 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

②2 年次生以上

下記のいずれかに該当すること

ただし、転入編入学する者は、転入編入学年度においては、転出校の成績で判断するものとする。

- ア) 休学期間を除いた学年における累積 GPA が所属学部・学科における上位1/2以上であること。

なお、国際教育インスティテュートに所属する学生については、国際教育インスティテュートを母集団とする。

- イ) 次の a. 及び b. のいずれにも該当すること

ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由により a. の基準に満たない場合には、b. に該当することでも足りる。

- a. 修得単位数が標準単位数※以上であること

※標準単位数＝卒業必要単位数÷修業年限×申請者の在学年数

標準単位数に端数が生じた場合は切り上げる。

在学年数は1学期につき0.5として計算する（休学期間は含まない）。

- b. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が大学等における修学の支援に関する法律に基づく日本学生支援機構給付奨学金奨学生適格認定基準において「廃止」に該当する場合には、支援の対象とはならない。

家計に係る基準

収入基準：所得制限なし

資産基準：あなたと生計維持者の資産額の合計が3億円未満であること

第一種奨学金の貸与月額（併給調整）

高等教育の修学支援新制度の支援を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額（併給調整といいます）されることがあります。また、給付奨学金が「自宅通学」の月額の場合、第一種奨学金も「自宅通学」の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金が同月に採用となる場合は初回振込から併給調整がかかります。第一種奨学金が採用となった後に給付奨学金が採用となる場合は、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）を行いますが、精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。

	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分（多子世帯）	0 円	0 円
第Ⅱ区分（多子世帯）	0 円	0 円
第Ⅲ区分（多子世帯）	0 円	0 円
第Ⅳ区分（多子世帯）	0 円	0 円
多子世帯※	0 円	5,600 円

※第Ⅰ区分（多子世帯）～第Ⅳ区分（多子世帯）に該当しない者は、給付奨学金は支給されませんが、授業料等減免の支援により、利用可能額が調整されます。

所得にかかわらず、資産額が5,000万円以上3億円未満であることにより授業料等減免のみの支援となる者（資産要件により給付奨学金の支給が「停止中」になる者）も同様に調整されます。

III. 採用後の手続き

「給付奨学金案内」p.36～p.37 を参照してください。